

記入例(A)

教員免許状が失効した者でないことの宣誓

一般向け
(保育士から幼保連携型認定こども園への移行によって保育教諭になった方は記入例(B)も参照)

【本人記入欄】

氏名	免許 美紀	生年月日	昭和 42年 7月 31日
現住所	大阪府 〇〇市 〇〇△丁目 〇-〇〇		
修了確認期限	平成 25年 3月 31日 ← 延期中請		
上記期限までで最後に勤務した学校園	名称等	<input type="checkbox"/> 勤務経験なし (勤務経験のない者は、以下の「職名」欄に記入) <input type="checkbox"/> [設置者] ← [名称] 〇〇市立△△中学校 [TEL] ←	
	職名	常勤講師 ←	
	退職日	<input type="checkbox"/> 昭和 〇〇年 〇〇月 〇〇日 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 18年 3月 31日	
	特記事項	<input type="checkbox"/> 特記事項なし <input type="checkbox"/>	
(上記「職名」欄が教育職員でない場合には、本欄に「当該職に着任した日」を必ず明記してください。)			
宣誓	上記のとおり、私は、教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律(平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日)の規定により免許状が失効した者でないことを		
大	氏名 (自署してください)		

★ご自身の「修了確認期限」の日付は、2ページ目の表で確認してください。(延期申請したことがある者は、延期証明書に記載された延期後の修了確認期限を記入し、併せて延期証明書の原本を提出する。)

★私立の学校・園は「学校法人〇〇学園」等と記入。

★大阪府内の学校・園ならば TEL の記載は不要。

★「教諭」「常勤講師」「非常勤講師」「養護教諭」「栄養教諭」など、教員としての最終退職時点での職名を記入。

教員勤務経験がない方は、ここにチェック。

★教員としての勤務の最後の日付(元教諭ならば退職の日付、元講師ならば任用(雇用)期間の最終日)を記入。(昭和か平成かにマルをする)

★最後に、ここへ日付と、氏名を記入するのを忘れずに。

【教育委員会記入欄】

条件確認	<input type="checkbox"/> 修了確認期限：平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日 <input type="checkbox"/> 旧免許状所持
期限時点	<input type="checkbox"/> 現職教員でない <input type="checkbox"/> 期限日付け辞職承認により退職 [勤務校照会内容・対応者]
履修認定	<input type="checkbox"/> 2年2か月以内 [選択] 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

◆重要◆
退職日の日付が、修了確認期限からさかのぼって1年以内にあたる方は、『証拠書類』のコピーを必ず添付してください。(証拠書類は、退職辞令や、採用期間の書かれた講師の採用辞令、教員として雇用された旨が書かれた雇用契約書などが該当します。)

例：受付日が平成29年度中(H29.4.1~H30.3.31)の方→平成40年3月31日となります。(2028年)

確認後の修了確認期限	(確認日から10年後の年度末)	受付印
------------	-----------------	-----

■旧免許状所持者の修了確認期限の割り振り

(表1)

平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちの方（平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方を除きます）の最初の修了確認期限

	受講対象者の生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請 期間
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日 ～平成23年1月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日 ～平成24年1月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日 ～平成25年1月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日 ～平成26年1月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日 ～平成27年1月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日 ～平成32年1月31日

※ 平成21年3月31日以前に授与された教諭免許状又は養護教諭免許状をお持ちで昭和30年4月1日以前に生まれた方については、平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの場合を除き、修了確認期限は設定されません。（栄養教諭免許状を所持する方は表2をご確認ください）

この方については、免許状更新講習を受講・修了せずに修了確認期限を経過しても教員免許状は失効しません。受講免除の申請も不要です。

(表2)

平成21年3月31日以前に授与された栄養教諭免許状をお持ちの方（栄養教諭以外の職にある方も該当します）の最初の修了確認期限

	栄養教諭免許状を授与された日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間 更新講習修了確認等の申請 期間
①	平成18年3月31日以前に栄養教諭免許状を授与された者	平成28年3月31日	平成26年2月1日 ～平成28年1月31日
②	平成18年4月1日から平成19年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成29年3月31日	平成27年2月1日 ～平成29年1月31日
③	平成19年4月1日から平成20年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成30年3月31日	平成28年2月1日 ～平成30年1月31日
④	平成20年4月1日から平成21年3月31日までに栄養教諭免許状を授与された者	平成31年3月31日	平成29年2月1日 ～平成31年1月31日

※ 旧免許状所持者の方で、平成21年4月1日以後に栄養教諭免許状を初めて授与された場合は、この表ではなく、(表1)により生年月日に応じて最初の修了確認期限が割り振られます。